寛永諸家譜

丹治氏

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (164)
函號 鶴 76 1

裏面記載のない箇所は省略

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

大内原　　大内

中山　　青木

寛永諸家系譜傳

多治比姓

人皇二十九代

宣化天皇

建波皇子

十市皇子

多治比古王

多治比の姓を賜ふ使名とゝ〻姓とも

浅草文庫

鴻

右大臣正二

池守 ― 守家卿 ― 長輔

廣成

貞成

木工頭 従五位上

天長九年四月廿九日多治比と改

冊擇とて

貞峯

貞觀八年二月廿日冊擇を改多

治とて

大田原

なを冊治氏武列すあらく
冊乃薑如称て河す平姓
となる又伺保と号て上野國
す住て後大田原すうち居
て称号とて今又冊治
の姓如しなる

●忠清
大田原備前守
法名宗誉

宣清
法名道秀

元清
法名道本

長清
新六右衛尉
法名宗繁

盛清
右兵衛尉
法名宗永

右清
新六右衛尉
法名浄味

定清
長次郎
清為道上

重清
清為道祥

康清
おづしの丞
清為宗心

信清
太兵衛
清為宗真

次清
太兵衛尉
清為道伯

高清
山城守
清為道栄

流清

おなじき　法名道元

資清

後鳥羽

御門の御時九月廿日に隠岐へ
わたりて永源と申す越前の永平寺
にまかりしに御念仏

永平寺にいたりて資清申給ふ
一夜しくいかへしたりしが
こと申しく法の事申すに
出家の法とは資清こたへ
くに開眼の法他の事なし但進
退所ふるのみなり我きく法
法をもきくに入道殿の
つねごろの申給ふこと
事なれば他日申しきく我いまめ

七せんうめ　ちゆ資清在郷下向く
軍諜　ところ〳〵人皆是を称美す
天文十七年　形部少輔宇都宮後縄
後縄　長連川と　うんと　ちく　長連
川の陣　とう　み　水道　をうきちかさぐ
後縄　うれと　たいとう　うんが　ある　五月　廿
山下　陣　ひろ　形部少輔　資形部少
み　〳〵　宋　茶師　より　陣　ひろ
後縄　ガ　士卒　数百人　水　を　求　めんガ

女子

なか小六月　廿　坂小　ちこと　〳〵　資清
嫡子　大関　右兵衛二男　福原安藍　之
男　大田原山城　ると　下知　〳〵　後縄
ガ　士卒　を　坂乃上　まで　〳〵　資清
切　り　ども　形部　ひと　ち　平　宋
永禄三年　正月十七　ち　ち　ち　七
十五歳　法名　永　な

形部太郎　政資　ガ　書　ち　ち　資清　を

奉て那須の郡司となしむ

縄清

山城守

二男なりといへども大田原の郡司

となる

天正十二年宇都宮國綱那須の領

地大田原伯耆守の母方をたのみ

那須資晴宇都宮國綱と為兵原よ

り合戦をうのゝち縄清大田

原の城主なりといへども伯耆守

上杉命を城主となすに成を戦をこ

遂死の為壮年のゆへ軍功をなす

べきなんがなきゆへ　法名廣徳

子孫

大田原の家督となる　法名東唐

資則

安藝守

福原の家督を譲り芸州と号す

晴清

後藤

後藤次郎兵衛晴清

天正十八年秀吉小田原を征するの

時晴清後列に連なりて

初め秀吉より海内を統治わたし

出力とあるを感じ

て故旧の力と

と号す

小田原落城の後秀吉恩の地を賜ひ

下総と遠州正恩入りたるさの

ものあり此時晴清相模と恩の味

方いたりしの事を

又秀吉奥州を征せんとして道

を大田原より拾ひまいらせ大田原の城主
宿すの事あるを秀吉無切乃御書
被遣ハ
秀吉名鉾を征するとき晴信秀吉
小諸へ籠城名護屋へ参ぜしかの時信濃
と結ん相交大友治部日根野弾正秋月入
道宗麟等相傳ふ義京湯等なり
家康上洛
大権現小山御馬の時晴信をめ
[illegible]の事ありさふらふ　伯耆
て黄金を拾ひ給ふ又
石田治部殿より宇都宮へ合
戦状の刀を送られ治部書を添
ふ
[illegible]
為右兵衛尉義康被仰蒙
御免状信濃
相談人為義四郎殿
[illegible]石川伯耆守合戦

六月廿二日　秀忠御判

大田原備前守殿

同年石田治部少輔反逆の時永勝して
ろくしと石田にくみしあらて大田原乃
城奥州の境にあるによりて
大権現より籠城の用意いたすべき
の旨仰ありしかるに城普請乃
奉行として内藤金左衛門石川八左衛門

人夫千人を牽ひきたる又宇都宮蒲
生彦五郎家より蒲生源左衛門を
奉行として人夫数百人を牽ひ
来る此外にも晴清籠城乃用意武
いたし又老母を江戸へまいらしけり
人質とせられ
大権現乃御うたがひのこゝろをとかん
ためなりけれは　給りしかは
皆川山城守膳部半蔵大筒の鉄炮并

公儀を相来り大田原乃御とまりに
又相須左京大夫資京梅原法橋与
伊豆殿豊後守器量之内少捕ひ人
を右之人ゟ加らるべきか
大橋現御書二通拝写いたし
意与中山上ゟ御馬ゟ成之
ゟ遣ゟ富許ゟ申ゟ事
引続京勝ゟ口ゟ下ゟ御おしおき
仰ゟ出ゟ可ゟ注進ゟ乃京

付可ゟ討果ゟ為ゟ中ゟ也ゟ
仰ゟ

八月廿九日　　御康御判

大田原梅原
京法ゟ来状ゟ之ゟ表ゟ
智事ゟ由ゟ孫ゟ玉ゟ
池ゟ下ゟ中ゟ件ゟ面ゟ表ゟ仰ゟ

十二月元治年号陳子速西流号
打果右衛門一中者ニ〆ハ
九月十二日　家康御判

同年於次森右ハ百石の地と加賜
同七年下野の國祖母井より
四千五百石の地をくわ海りる
ゆく一万二千四百十五石なり

同年六月より十一月よりくく
奥州お馬中村の城番を仕る
同十九年房州里見安房守國國
せめ時九月より十月よりて
其番を仕る乃元の組ハ内藤
左馬助なり
大坂冬陣の時　福原雅楽ハ長
中京内ハ補　伊豆殿大田原
右ハ冬陣　平野陣を仕る

同長沼陣のうち別名乃番とつとむ
又為人乃首六十餘を切く
幕下乃手勢しきりに攻
しかるに組頭乃手負出来たり
元和二年沼上藩の作事しく
為りそく小藩妙の城番とつとむ
同八年九月十月乃いくさ
て市野乃國元上乃番とつとむ
同九年沼上藩小作事

寛永二年江戸より勤
同三年沼上藩小作事
同四年三月乃いくさ
奥州二本松の城番とつとむ
将軍家の御命乃若松城
大坂乃城乃いくさ奥州乃
浅野小藩なり
同五年八月乃翌年八月乃
いくさ松平出羽守藩乃国

大坂城番をつとむ　法名永令

改清

左兵衛尉　家ハ織田信雄の女

寛永十一年八月より翌年三月

まで不行の出仕令ゆ城番をつとむ

同十四年十月より翌年十月

まで後月の城番をつとむ

日光御社参の時毎度御番をつとむ

寛永十八年日光御廟諸造営の時

毎日参詣をつとむ　三月参詣御番

をつとむ

女子

福原清蔵妻

女子
大田原おうつ[illegible]
女子
[illegible]内義[illegible]
女子

男
[illegible]次郎
男
長次郎
清
お雲寺

[illegible]を[illegible]と大内氏[illegible]前守
晴持の者なり
天文十七年[illegible]次高晴と宇都宮
後縄と五月廿日[illegible]合戦
のときに又縄清と[illegible]軍功を[illegible]
天正十六年[illegible]京都より[illegible]秀吉小
諸[illegible]五位下[illegible]紀[illegible]又芸州清
羽織と[illegible]
同十九年[illegible]

大檜現[illegible]清[illegible]
依御[illegible]大久保[illegible]相撲[illegible]を先客と
く[illegible]者と[illegible]
京[illegible]京清逆[illegible]
[illegible]服[illegible]義書[illegible]大内
乃御[illegible]
なり[illegible]者と
[illegible]ため[illegible]
天正十九年[illegible]五[illegible]

いたるまでく御年貢作て
大檜壱二十人扶持とあるい
同年京摂渉退治の時
石濃院殿宇郡之内ゟ次ゟ一
没収の記五石の内森田城ゟ五石
作ゟ出ル分ハ多作渡守養ゟ
ゟ
寛永七年六月ゟ十二月ゟ
てゟる中村の城書とゟ
同八年まで芋志戸村竹貫村五石
ゟ五百石とく竹貫
村の芋地とく七井村小とく
八十俵石とたまゟ
同十九年九月ゟ十月ゟて
唐州の城書とつゟ
大坂冬渉陣ゟ平野の書とつゟ
同夏渉陣ゟ例名乃書成作ゟ
高城の時ゟ人の首五十俵とゟ

て　幕下より
元和五年八月より九月より
くゝ伏見の城番とつとむ内藤乃
右流殿より葛衣乃御羽織と給ハる
同八年九月より十月ゝ
右羽織之上の深草と給ハる
同九年御小袖
寛永二年御上洛の時江戸乃御
留守番を仕る

故実
右流殿
元和七年五月五日
右流殿
将軍家より給ハる御年賀
上野乃酒井雅楽乃介大炊乃養
子
寛永七年五月廿日父乃家督と

次ぎ

石流流殿

将軍家より頂きまつり候き

酒井雅楽頭大炊頭養子

寛永十一年御上洛の時御門に

御番と御上洛の時御門に

御番なくつとむ

幕級籠用仕付器級九曜

大閑

大田原と一都なり故り姓氏

大田原の下り詳なり

高清

肥後守　清宗成

果

佐名道安

果

佐名道忠

果

佐名宗盛

果

佐名道秀

家清

肥後守

当氏蓮池山城合戦乃ときの次乃名
代小ゝ〳〵の陣と佐ゝ木山城軍
功ありゝ〳〵当氏これを感し
く浄神判を賜ふ下野の
国杉野大輔西邑を給て　佐名
東岩

果

佐名道盛

果

佐名宗良

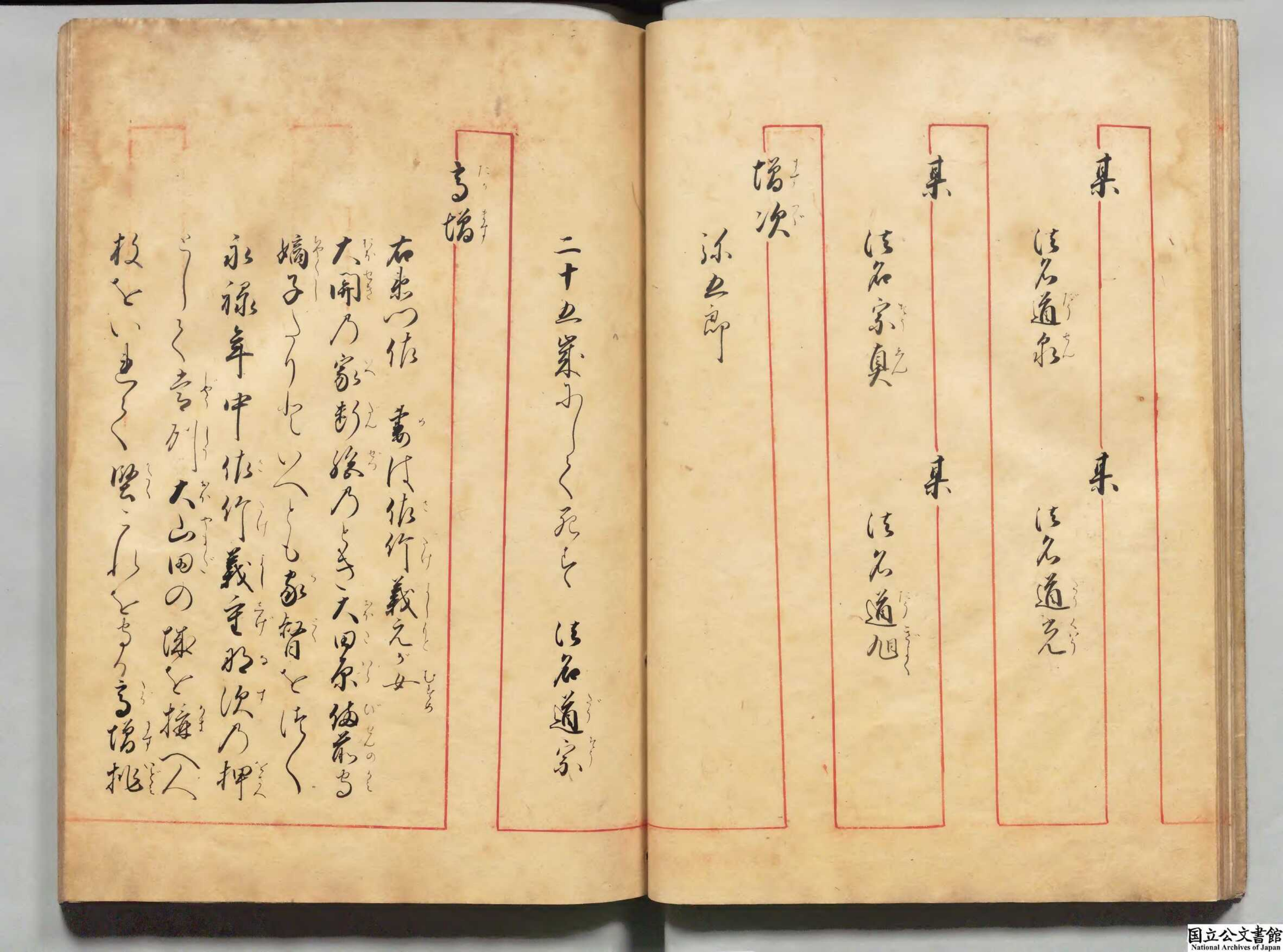

実

法名道永

実

法名宗真

実

法名道旭

増次

孫五郎

二十五紫ふくろ　法名道宗

当増

右来つ伝　書付作義えゞ女
大閑乃家影孫乃とき大田原綱茂乃
嫡子ゝりとも都智と作ゝ
永孫年中作作義重乃次乃押
ゝく言乃大山田の孫と梅八
枝とい主ゝく堅ゝとも乃言増桃

戦く拾小家と

天正十二年二月廿五日 羽柴乃

うち落葉すもくを羽柴修理大夫

資晴と宇都宮後縄と合戦乃ときに

高清清晴等下知をもつて宇都宮

の諸卒をことくを切おろす

等長五年正月十九日七十二歳

法名道杳

如子

家来令乃伊藤弓資海が書

清晴

左衛門

高清嫡子ともどもわらう

白川義親家督をおしてひき

乃紛おろく舞とおしてあり大関

乃都督二男清盛を以て清盛
白川乃名代ハ
なりて開山の滅
ありと依行軍を成ひさひせ
ものいへども深甲固く守る
を大勝うちうつる白川
の都督をしく法人しく依行
ありいまこ義重麻沼へ御
越ありしく一番強を
又強下の高名をうち義重の

故宗白川へ御渡の時清義重ハ
と
多く稽合引目掛二ケ所よりひく
軍功と抽ハ義重これを感賞し言
刑行方五万石ハ深甲なんと
もしも秀吉ハ
仙台あるふ
海陽ハ

秀吉大志を抽くいたく小田原へ書
陣あるべしと仰せ作州須志
を用ひらるべ味方に参陣と又
仰せ州須宮内合戦きてはの
是すみやかに千丸をやしきの
ふ清書と州次郎下されし
千丸急ぎ
秀吉相模進発の時言伝伝聞小田原
へ使ひ遣はす秀吉申渡

仰せ作州須等へ秀吉申渡せ
むしとき伝聞の忠志を感じ言伝
一万石伝聞二千石を取りて残り一
万二千石を作州
小田原城の城田恵の城に指籠
らさ浅野弾正に長軍切
ありて乃ち病死ありて家督
を弟資伝に譲り
出家

寿永二年五月八日二十七歳にして
死す　法名梁山

清盛

英俊母　藤原大納言公教の女

天正十二年　落髪合戦の時出家

父子下知にしたがひ宇都宮の法華

にて討たる

同十五年七月廿六日二十三歳にて

女子

芦野日向守盛泰が妻

資盛

左少将　藤原信行中納言の女

改盛幼少にして大内の家

督となる　改盛十五歳にて死す

後せし

家勝遠山のとき

西沢取沢を殺れり資治小説

まいり御人と成て政治と江戸

より沢を下す時小九歳なれ共弟

内膳正服部一郎右衛門を加勢として

さしむけ給ふ家臣の支度

を尾張かの忠節を賞し

まい沢加治ハ下野の内

益子七升蒔田七ツ石塚ハ越後二

百石を給て

寛永十二年四月朔日三十二歳

にて死す 法名剣性

政治

孫平次 妻ハ水野市郎右衛門女

十人衆の内家督を継ぐ

石徳沢敬り譜代の者別

星見國忠乃刑内蔵左馬助乃家
者を作る
大坂方の浅野小弥太多作源吾小
兵衛軍役を作る大坂為城の
ゝ記例名乃ゝ者成作る
是相貴世乃ゝ者なり五月七日
為人の首七十餘とさう
元和二年五月晦日二十六歳にて
死る 法名道經

如子

形頃英流乃資之ゝ者

高橋

左作乃 女ハ左兵衛作
者乃分紀左京亮ガ女
六業乃ゝ者ゝ者督をつき
石流院殿乃ゝ 渭ゝ

寛永七年十二月海内法也仰下ル
叙一位仰付
同十一年京上源五郎國乃ときの
京上の書と仕ル
同十五年會津國易のとき拾箇代
書と仕ル
同丙戌の年大坂乃書代仕ル
同子丑の年後別乃書と仕ル
右乃外数度御普請とつとむ男子

二人女子二人あり

女子

亀来浄法寺孫一郎義明の妻

清廣

求助

第四郎法名紀平小性組の
書と仕ル

寛永十一年七月廿二日百十九冊

[illegible] 法名墨清

幕乃紋月

中山

本氏ハ加治木中山ト住ス

ルヲ中山ト号セシ由ノ

ヨシ

家勝

勘解由 生國武蔵

天正元年七月廿五日五十九歳

て病死　法名祿孫

家範

勘解由　生國同所

小條氏照より二人を養子とあげる

天正十八年六月廿六日寺島

條のときに城を討死軍

之歳　法名宗之

照守

勘解由　生國同所

小條家より法名民等長成

世別戸知木皆小乃古民等長成

あげく小條より照守戸知木

乃大閑の條とこそすみたい

こゝ〻滅亡をうけ人る是と盛を

宇加爪弥二郎小條と合戦のとき

照守進く宇治橋と焼拂ひ深草
りをしく陣を引き色疵とかう
ふりをして
別伯別伯小野寺若小とく伯
京綱若とあ小隙と合戦の河
照守妙ひ欲の軍中小
入く首級を
別若利利りとく長尾但馬
小隙と戦い援河寺表りとく

小隙乃兵敗小を河り照守兵戦おこ
くとふ敵すみえを兵戦
ばくうの
若別筑波りとく太田之乗小隙と
戦小照守すくみく筑波宮と焼拂
ひたもの門とうちやぶり陣とりて
す敵妙せき立をふ事なるこそ
兵とばく敗へ
天正十八年

東照大権現の御命をうけ
石淵院殿より使者をもつて
摂津へ
寄せ五年
石淵院殿信州
佐久郡
信濃守大手の門をうつて
くずれ
出でとおもへ
敵
元和元年大坂
城より
出る五月

古仏波
首級をえら
摂津国の
石淵院殿
摂津
かつ
将軍
摂津
寛永十一年
六十五歳

信吉

後ちの　出國ありの
天正十八年小田原没落の後
約命によりて
大檜皮をつくるものも
石清水殿ふつふまつる物ふ
大檜皮の命によりて水戸頼房卿
の傳となり能化とくいへをまふ

元和二年二月廿九日従五位下に
叙せ

信政

日記　東京区
寛長十四年より
石清水殿にまつ
寛永五年六月大炊頭となり
上使水戸頼房卿より行く

の所々作改いとけなきより我
ゝ乃仁たゞしくもく行紀
輕ゝす父信吉年老ゝ起ゝ
代々政務とつゝさごゝしむへしと
ゝり頼房ゝ恩言乃厚と有紀別
頼宣卿と有ゝ
寛永十一年七月廿二日従五位下に
叙ゝて

右膳

主馬

寛永八年五月十五ゝ
将軍家ゝ仕ゝくまつる

亟定

動勢也　生國同お
寛永十年ゝ
右淡院殿ゝつくまつる

元和元年の夏大坂陣より修羅
五月吉日父と同ゝみ仙波越
ゝ前二級を以内海陣
乃授知と称し
将軍家ゝ御ゝ
寛永六年　名命とゝ
歩行頭と成ル
同十年御小姓組の組頭と成
同十六年子刀十　殿足軽共人と

直範

あづゝ

新之丞　生国同ゝ
寛永二年
将軍家ゝ渇ゝ
同十五年御書と成ル

重良

勅宣 生田因幡守

家乃紋 神彫の内 市川

書末

宣化天皇

拝殿宮子

家範

続体のときこめくく丹治宿祢姓と云ふ

泰隆

推古の時の人

泰廣　　**泰經**

皇極の時の人

頼泰

今按ずるに皇極より光仁

いたるまでの百二十餘年なりこの

間二世代中絶

泰泉

後之位　天智弼

桓武帝の時人ゆへあらく大和國

志摩の庄より藤原を紀伊国え

のごとく移されて

国立公文書館
National Archives of Japan

教義

天台大師と云て大山師なり
弘法と云ひ山の引導し後
山をひらきむこの山の開祖
四祖と祀たくまつるなり
今按ずるに弘仁年中弘法
精舎をたてんがため野山
攀のぼる二大あらく是と道
ひをとりをみる事人の所ある
すぐれ可引導を常に
ふ人忽然おもくあつまる
ものゝ弘法のこゝろ
精舎成て摂陽の四祖と
まつりまつる高山と称護て
教義を大山師と称するとき
摂陽の祖と祀て是人幸強
傳舎の設なり

国立公文書館
National Archives of Japan

彦信

清和の帝の時の人

武信

陽成院の御宇元慶年中源義
もつて関東にくだり秩父郡かた
那一の井加治等の地を領して自
己を称す

今按ずるに清和の帝より陽成
帝元年にいたるまで六十
八年にあたる又中絶

常信

常時　常房

武綱

武綱のときにいたりて多延
年武義国秩父郡を領す

武時

武峯

冠者と号して

経房

安保二郎大夫

時房

中村冠者大夫と号して

實元

安保刑部丞宇治のよりとく討死

長房

藤次郎

元房

無冊五二男

行房

直房
勅使河原と号して坂冊治

重光
小浦冠郎

直道
吉木　この坂数代中絶

實直
同冊五
今按ずるに是系譜の譜よりすると六代あるひは大
ごとく家範より六代大納言となり
阿とならいかい大将となる紀書にい
まこゝにぶらう判官位略志
く是とのたまふ今世伝ふところの
冊治乃譜載く前にあり世

家系繼ぎて今この譜の詳なるふ
しをしらんと欲をはらんと参考す
るなり

定直

加賀右兵衛尉
先代家の末孫法名を遷せり
もとより家祖の事跡詳なること能はず
と雖ども先ハ上杉氏法名を法
へるのち所領山深きふつゝ
軍功あり所領没落して信長に
仕へ後又秀吉につかふ利髮して
刑部卿法名を剃
髮長十八年大坂にをゝく卒す
ゝ八十六法名浄憲

一定

民部少輔
生母英法

て免合川氏真ハ信玄ハ彩坂
小ゝ〳〵使と合戦ハ対し高ゝて
こゝとき軍功の賞ハ〳〵英合
を為る氏長ハ没落の時庇とう
ゝ懸川ハ籠城て
東照大権現ゑ為ときこうゝ法
麿下ハ〳〵ハ河二十業
元亀元年婦川合戦ハ長柄十郎
と遺とあゝ世ハ為ハ長柄とあゝ

長柄ハ大力なゝ人也ハ〳〵ゝて名
四方ハきこゝ
同二年三方原合戦のゝ比ハ
大郎左衛門射留と言ゝ人林の源氏
押高と世ハ為ハ乃ち世ハ為ハ
大権現の御旗本ゝ上洛し
冊子長秀ハ〳〵世ハ為ハ長秀卒ゝ
後秀吉ハ〳〵ゝ使高ゝな
ゝ英如衣乃衣ハ〳〵ゝ

天正十六年聚楽行幸のとき
従五位下に叙し民部少輔と
称し七組の頭となり
慶長十九年冬陣のとき大坂乃
城一方を守り十二月和議をとゝ
翌年正月和議の礼謝の使となり
て駿河に下向し秀頼の旨を
伝ふ後京都に帰りて
渉世者となり元和元年に
大橋現渉入道の作事をするゝ板倉
伊賀守に伴ひ町中に
とゝまり一生を脱塵に
を保す是もまた
世にうとくなりしかゝ大坂
為城を利勝と渉世陣の後二
条乃渉世に
大橋現渉入道
寛永五年没

七十八　法名合墨

主従

源五　生國美濃

幼　河澄の彫りやしかられ

氏を河澄とあらたむる事より

大檜現りたくまつる二方不合

戦のとき軍忠とつくしく討死

直従

右衛門尉　生國同おな

秀吉より播州菅家の地をせしら

ときに討死

可直

次郎右衛門　生國同おな

初八池田輝政の彫り富長をもて

大檜現の麓下りめられ

登長十五年後府より使く近江し
そこまつて大坂南方の陣に
永井右近大夫組に属し働き
元和八年伊予小とくに病死六十
二歳　法名玄正

直澄

二郎右衛門　生国後河
父可直が家督をつき

元和八年より
右近殿に仕へそこまつて

直親

九十郎　生国武蔵
寛永十年より
将軍家に仕へそこまつて

[illegible]

源也　甲斐守　生國播磨

実ハ丁直が嫡子なり一生[illegible]

後府[illegible]也[illegible]

[illegible]

大膳亮[illegible]

十四歳[illegible]伯父民部少輔一[illegible]

[illegible]

寛永二年二条行幸の時従五位下

叙　甲斐守[illegible]

[illegible]乃級　[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

書末

義勝

伊豆　生國近江

大檜現存為清水

寿長十二年　法名清雲

義勝ノ書ル

大檜現清水ヨリ取ツテ伏見ノ深

[illegible]おされ英合并小其服と
[illegible]げ枝指方とまふ

右云

二条　生母同家
いとけなきより病者にふうしち
てつくまつるべ
元和二年五月廿
宗隆　法名

右永

六条　生母同家
天正六年よりおさなく
大樹秀忠卿より能人百石を給りは
右法院殿
将軍家につくまつる
寛永十八年二月廿五日卒七
十二　法名浄蓮

義精

久安元　生國同所
享年十七年
大樹現ニ相渡
大坂再度渡伴ニ付
元和元年御陣ニ
同二年ニ
石淵流殿ニ

将軍家ニ御供仕
寛永四年八月十日
殿中ニ於ニ御影ニ被ニ仰付ニ
之時ニ義精卿
少輔ヲ組ニ
て被ニ義精ニ
此ニ父ノ切ニ
まふ子四歳ニ

義継

彩山第　生國同所

寛永元年

将軍家つくまり御

相津守屋しく御書と成む

玄可

市左衛門　生玉同所

寛永七年

右徳川殿御使くまり御書

を成む

同九年

将軍家御使くまりを宝賀

源七郎より御書と成む

之貞

出羽左衛門　生國同所

寛永元年ヨリ
大猷院様ヘ
大坂西度浦陣ヲ仰付
元和二年
台徳院殿ヘ
上洛ヲ仰付
寛永九年
将軍家ヘ
同十年松平
逸殿明ヲ
仰付

御書ヲ以
同十一年ヲ
以
法名頂
之能
元和元年　生國同
元和八年
台徳院殿ヘ
寛永元年松平
大史ヲ
御書ヲ以

同九年
将軍家より御使をもつて
同十一年之頃より松平
越後守より屋しき沙汰とたとり
坂　石命より沙幕をたり
となり

之成

六月　中國武者

家の紋九の内　揚羽蝶

国立公文書館
National Archives of Japan

青木

先祖は別甲賀郡正福寺人なり

代氏は上山なり坂本に住す

よく家譜焼失して

重頼

上山氏祖法名宗清

家系

青木義信

長頼

英俊

安頼

英俊

清頼

[illegible]射

小牧陣の時尾刑清須より

大橋現[illegible]陣場陣

乃時作[illegible]後

甲刑陣入の時作場より

池田の紅中小[illegible]

高教

[illegible]射

兄死[illegible]後[illegible]刑演杉

の城[illegible]

大橋現[illegible]

天正十八年小田原陣より作

同十九年奥州御陣ニ御供仕
石塔流殿ニ
寄長五年御陣ニ武田御陣ニ
ひ[illegible]
大坂安度御陣ニ御供仕

正頼
又右衛門尉
将軍家ニ
[illegible]

義頼
牛助
[illegible]紋 揚羽蝶

国立公文書館
National Archives of Japan

書本

海定

保之[illegible]　中國甲[illegible]

大檢閱[illegible]

清水英[illegible]

考定

勘案[illegible]　中[illegible]

大橙現ナルモノ　法名玄英

後宮

勅使部　生田右

右流鏑馬ヲ以テ

将軍家ヨリ下サレタル　法名宗見

右宮

孫三郎　生田武義

将軍家ヨリ下サレタル

家乃紋　九曜星

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan